

傍聴される方への注意事項

○ 傍聴について

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができません。

- 1 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
- 4 ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 5 写真機、録音機の類を携帯している者
(写真、動画などの撮影、録音は、禁止します。)
- 6 その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

○ 傍聴人心得

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 みだりに席を離れないこと
- 2 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること
- 4 食事又は喫煙をしないこと。
- 5 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- 6 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- 7 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- 8 その他会議を妨害するような行為をしないこと。